

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立由木中学校
校長名 川島 隆 公印

令和6年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

- (1) 学校の教育目標
 - 豊かな心をもち、優しく強い人
 - 心身の健康に努め、夢と志を抱く人
 - ◎ 向上心と主体性に富み、共に学ぶ人
- (2) 特別支援学級の教育目標
 - ア 明るく、人に優しく、自分に厳しくできる人
 - イ 基本的生活習慣と体力を身に付けた健康な人
 - ウ 基本的な知識・技能・態度を身に付け、社会生活に適應できる人
- (3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針
 - ア 全ての基盤となる人権教育と環境教育を推進し、自分も他者も生物・自然も大切にし、よりよく関わり合う態度を身に付けさせ、自尊感情の高い愛情豊かな生徒を育成する。
 - イ 小中一貫教育の更なる充実【由木中学校グループ（由木東小、由木中央小）】
由木中学校グループの目標を「輝く9年 はばたけ世界へ」とし、「よく学び、よく考え、創造豊かな児童・生徒」「互いに協力し、思いやりのある児童・生徒」「健康で働く喜びをもつ児童・生徒」を育成する。
 - ①主体的に学び、基礎学力の定着した子どもを育成する。
 - ②いじめのない心身が健康で、丈夫な子どもを育成する。
 - ③地域の教育資源を活用し、由木地区、八王子、世界を支え導く人材に育成する。
 - ウ 保健体育科や食育の授業、保健指導を通し、個々の発達段階を考慮した健やかな体の育成を図る。
 - エ 個別指導計画に基づく指導を進め、指導方法を工夫し、個々の生徒の実態に応じた指導を行い、自立する上で必要な確かな学力を育成する。
 - オ 教員が子どもと向き合う時間や面談等を毎週設定し、いじめの防止と対応を行い、集団の中でよりよく生活できるようにする。
 - カ 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、人間関係づくりに日々努めるとともに、保護者や関係諸機関と連携しながら不登校生徒の基本的生活習慣の確立や心理的安定を図り、オンライン授業等を活用して教育機会を確保する。
 - キ 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、家庭と連携を図りながら合理的な指導ができるよう工夫する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ①個別指導計画に基づいて学習課題を設定する。将来の自立をめざすため、指導内容に生活に役立つ体験活動を取り入れ、学習用端末を活用し、その内容に応じて個別最適な学びと協働的な学びになるように、指導方法を工夫し、基礎的・基本的な学力を定着させる。
- ②ICTの活用を通して、多様な考えをリアルタイムで共有する等、「主体的・対話的で深い学び」の充実を図り、達成感や学ぶ喜びのある授業を目指す。

イ 総合的な学習の時間

- ①校外学習等で体験的・探究学習に取り組み、ICTや学習用端末などを活用しながら情報を集め、探究し、主体的に取り組む態度や、まとめて表現・発表する力を培う。
- ②職業や職場体験、身近な郷土学習を通して、職場や地域の人々と関わりをもって生きていくことの大切さに気付き、地域への愛着を育てる。

ウ 特別活動

- ①学級活動を充実させ、集団の中での人間関係づくりの方法を学ばせ、互いのよさを認めながら活発な集団活動を行い、自己の能力を生かす力を培う。
- ②小集団活動や係活動で話し合いや共同作業を通して主体性や協調性を育てる。
- ③学校行事や学年行事に積極的に参加させるとともに、集団で学ぶ機会を増やし、通常の学級との交流及び共同学習を推進し、豊かな人間性を育むとともに社会参加の力を培う。
- ④集団宿泊の行事では、生徒が自主的・実践的な活動ができるよう、目的を明確にし、具体的な課題を提示して事前事後学習に取り組むことができるようにする。

エ 自立活動

- ①生徒の心身の発達や障害の程度などを考慮したうえで、自他をよく理解し対人関係を円滑にする人間関係を形成する能力の向上を図る。
- ②集会や委員会活動等、学校教育活動全体を通して自主的実践的な態度を養い、集団への円滑な参加を促す。
- ③個別指導計画及び学校生活支援シートで、個々の課題、指導目標、指導内容を明確にし、各教科等の中で社会的自立に向けた指導を行い、一人ひとりの能力を伸ばしていく。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

ア 「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」を重点項目とし、道徳科の時間に身に付けた道徳性を表現する場を教育活動全体で体現できるようにする。

イ 道徳授業地区公開講座を家庭・地域との心の教育の連携日と捉え、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を展開する。

(3) キャリア教育

ア 個人面談などで家庭と情報交換を行い、生徒理解を深め、話し合いの内容を個別指導計画に反映させ、個々の実態に応じた指導を通し、進路選択に積極的に関わる態度を育成する。

イ キャリア教育の年間指導計画に基づき、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用しながら生徒が自分の良さに気付くとともに、将来の生き方を考えられる指導を推進する。由木中学校グループで活用の進捗状況について毎学期確認し、共通理解をもって取り組む。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ①生徒の実態に応じて生活の決まりを見直し共通理解に基づいた指導により規範意識を高める。
- ②由木中学校グループ、保護者、地域との連携を重視した避難訓練を実施する。「生活安全・交通安全・災害安全」の安全学習・指導を実施し、自分の命は自分で守ろうとする態度を育成する。
- ③セーフティ教室や薬物乱用防止教室等を実施し、保護者、地域、警察等の関係機関と連携し、生徒の危機回避能力を高める。健康・衛生への関心を高め、自他の命や身体を守る姿勢を育てる。
- ④『『生命(いのち)の安全教育』指導の手引き』等を基に、全学年で各教科等に位置づけ、生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための安全教育を実施する。

イ いじめ防止等の取組

- ①いじめ防止に関する授業を年間3回以上行い、「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、校長講話や講師による講演、メディアリテラシー教育も実施する。
- ②「学校生活振り返りアンケート」を隔週で行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。「SNS学校ルール」や「八王子市の家庭教育8か条」を示し、家庭との連携を強め、生徒がSOSを出しやすい環境づくりを行う。学校いじめ対策委員会を毎週行い、全教員でいじめ対応の時間等で情報を共有し、組織的に即座に対応する。

ウ 不登校生徒への支援等

- ①一人ひとりの実態に応じた指導体制を確立し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域ボランティア等との連携により、登校支援に向けた長期欠席の未然防止、早期対応を行う。
- ②毎週の主任会議や毎月の職員会議において、不登校生徒や気になる生徒の情報を共有し、多様な教育機会の確保や生徒の社会的自立に向けた取組を行う。

(5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ①学校行事、校外学習等の活動内容を充実させる。これらの活動を通して交流及び共同学習を進め、生徒相互の理解を深める機会にする。
- ②家庭や地域及び関係機関と連携を図りながら、学校生活支援シートや個別指導計画を活用した組織的かつ計画的な生徒指導を進める。
- ③連合の「球技大会」や「マラソン大会」や「劇と音楽の会」に参加し、活動範囲を広げ、他校との交流を深める。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 (由木中、由木東小、由木中央小)

(取組1) 小学校の運動会に中学生を係生徒として参加させ、「由木音頭」を共に踊り、地域への愛着を深める。職場体験先に小学校も入れ、キャリア教育の充実を図る。

(取組2) 「学力定着プロジェクトチーム」において、八王子市学力定着度調査や「はちおうじっ子ミニマム」の分析を行い、授業改善に活かすとともに、義務教育終了段階の学力を保障するための手立てについて検討する。中学生がリトルティーチャーとして、小学校の補習時間に学習支援を行う。

(取組3) 児童・生徒に関する情報を共有するために、月1回程度の情報共有を生活指導主任を中心に行う。いじめ防止研修を合同で実施し、いじめの認知から解消までの組織的な対応を更に高める。

(取組4) 部活動体験や地域清掃を地域と共催し地域の子どもを育てる意識を共有する。

ウ その他

- ①「八王子市立学校に係る部活動の方針」を遵守し、他校との合同部活動を視野に入れ、部活動改革を推進する。
- ②1人1台の学習用端末を活用し、学校公開・学校行事のオンライン配信や家庭学習で効果的に活用する。面談や学習サポートについても保護者と連携し、活用の機会を図る。
- ③情報活用能力系統表を活用して、由木中学校グループで共通理解をもち、「正しい情報を見極める資質・能力」、「情報に関する個人の権利・法律・制度を理解し適切に行動する資質・能力」を系統的に育成する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1		17	22	21	14	2	19	22	20	18	17	18	17	207
2		17	22	21	14	2	19	22	20	18	17	18	17	207
3		17	22	21	14	2	19	22	20	18	17	18	14	204
備 考		第3学年は卒業式が3月19日のため、3日減 土曜授業日は4月13日、5月11日、6月29日、3月1日（振替なし）とする。 夏季休業日は7月21日から8月28日までとする。 開校記念日5月10日は授業日とする。 都民の日10月1日は授業日とする。												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

① 各教科

教科名			学年	1	2	3
各教科	国 語			0	0	0
	社 会			0	0	0
	数 学			0	0	0
	理 科			0	0	0
	音 楽			0	0	0
	美 術			0	0	0
	保 健 体 育			0	0	0
	技 術・家 庭			0	0	0
	外 国 語			0	0	0
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	教科名	内 容		1	2	3
	国 語	文字、会話、読解、感情表現、書写等		1 4 0	1 4 0	1 4 0
	社 会	日本や各国の地理および歴史		3 5	3 5	3 5
	数 学	計算、長さ、重さ、時間等		1 4 0	1 4 0	1 4 0
	理 科	植物、動物、気体、電流等		3 5	3 5	3 5
	音 楽	歌唱、合奏等		7 0	7 0	7 0
	美 術	絵画、彫刻、立体制作等		7 0	7 0	7 0
	保健体育	陸上競技、水泳、球技、体力作り等		1 4 0	1 4 0	1 4 0
	職業・家庭	毛糸編み、刺し子、調理等		7 0	7 0	7 0
	外国語	アルファベット、会話、文法		3 5	3 5	3 5
小 計				7 3 5	7 3 5	7 3 5

②特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領 域	内 容	学 年	1	2	3
特別の教科 道徳	自由と責任、生命の尊さ、思いやり、感謝、社会参画、公共の精神、相互理解、寛容、自然愛護等		3 5	3 5	3 5
総合的な学習の時間	身近な地域、進路や職業を考える、行事事前学習、日本の伝統文化、環境問題について等		5 0	5 0	5 0 (6)
特 別 活 動	目標決め・振り返り、発表、係活動、話し合い、行事予定の確認等		3 5	3 5	3 5
自 立 活 動	人間関係の形成やコミュニケーションに関する指導等		0	0	0
小 計			1 2 0	1 2 0	1 2 0 (6)

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内 容	学 年	1	2	3
日常生活の指導	衣服の着脱指導・食事指導、手指の巧緻性、整理整頓、物の管理等		3 5	3 5	3 5
生活単元学習	校外学習、諸行事、買い物、公共交通機関の使い方、季節学習等		9 0	9 0	9 0
作業学習	木工、パソコン、皮細工、制作活動		3 5	3 5	3 5
小 計			1 6 0	1 6 0	1 6 0

④年間総授業時数（①＋②＋③）

学 年	1	2	3
年 間 総 授 業 時 数	1 0 1 5	1 0 1 5	1 0 1 5 (6)
備 考	ア 1 単位時間 1 単位時間は 50 分とする。 イ 特別活動（生徒会活動） ウ その他 ＊長期休業中に位置付ける学習内容 総合的な学習の時間 進路学習 6 時間（第 3 学年） 「1～3 年後を考える」 ＊8：25～8：35 までの 10 分間を朝読書タイムとして全学年で取り組む。 年間 33 時間とする。		